

自営業等申立書 ※就労証明書と併せて提出が必要です。

1週間の就労状況 ※平均的な1週間の就労状況をご記入ください。

時間	例	月	火	水	木	金	土	日
6時								
7時								
8時	8:00~12:00 現場にて作業							
9時	(〇〇建設 依頼分)							
10時								
11時								
12時	↓ 休憩							
13時	↓ 移動							
14時	14:00~17:00 現場にて作業							
15時								
16時								
17時	↓							
18時								
19時								
20時以降								

添付資料について ~必ずお読みください~

会社が証明する勤務証明書と異なり、自営業申立書は自己申告です。次の書類を提出することにより、入所の選考において、客観的資料として取り扱います。

①直近の確定申告で自営業の収入の申告をされた方は、受付印の押された「確定申告書」の控え、または受付印の押された「村・県民税の申告書」の写し

①の書類と、次のア～オのいずれかの書類を提出してください。

ア. 税務署の受付印が押された「個人事業開業届出書(控)」の写し

イ. 保健所等公的機関が発行する「営業許可証」等

ウ. その事業を始めるにあたって資格を必要とし、その資格証に開業している事実(事業所の所在地)が記入されている場合は、資格証

エ. 委託販売契約における委託業者との契約書等

オ. 上記の書類がない場合は、その業態に応じた自営業者として証拠資料

例: 請負契約書、仕入帳簿、売上帳簿、仕入伝票、入会申込書等、名刺、宣伝用チラシやパンフレット

※父、母ともに同じ自営業の場合、添付資料が全く同一になる場合は、一部のみ提出してください。

※書類提出後、電話や訪問等による就労確認をすることがありますので、ご協力をお願いいたします。